

日・中間の歴史認識の落差について

—— 石川忠雄，中嶋嶺雄，池井優編『戦後資料

日中関係』（日本評論社，1970年）をめぐって ——

こ じま れい いつ
小 島 麗 逸

I 日中関係資料集と『戦後資料 日中関係』

II 本書の構成と特徴

1. 解題部分にみられる編集方針
2. 資料集部分の特徴
3. 付録資料年表，その他について

III 「戦後」の理解について

1. ヤルタ体制と日中関係
2. 中国革命——民族解放闘争と日中関係

IV 台湾区国民政府と日本との関係資料

1. 日華条約の取扱い
2. 日・台間のその他の重要資料

V 非政府間レベルの日中関係資料

1. 日中友好運動の諸団体の国内運動資料の欠如
2. 在日中国人の問題
3. その他の資料

VI 日本政府首脳発言の扱い方の不備

VII 編集技術上の問題

1. 問題項目別資料一覧表はなぜ作成できなかったのか
 2. 用語・翻訳上の問題
- む す び

I 日中関係資料集と『戦後資料

日中関係』

最近いくつかの日中関係を扱った資料集または啓蒙書が出版された。おもなものを掲げると次のとおりである。日中戦争史関係は除く。

- (1) 「特集・国交回復の条件」(『中国』，1968年8月)，竹内好氏の解説が付されている。

- (2) 吉田武志「首相発言にみる中国認識」(『中国』，1970年4月)。

- (3) 外務省中国課監修『日中関係基本資料集 1949～69年』(霞山会，1970年4月)。

- (4) 石川忠雄，中嶋嶺雄，池井優編『戦後資料 日中関係』(日本評論社，1970年9月)。

- (5) 民主主義研究会編『日本・中共交流年誌 (1949年～1967年)』。

- (6) 日中貿易促進議員連盟『日中関係資料集』(1967年)。

- (7) 外務省アジア局中国課編『中共対日重要言論集』，1952年12月から収録され，現在16集まで出版されている。

- (8) 日中貿易促進議員連盟『日台条約にかんする国会審議』(1969年8月)。

- (9) アジア政経学会編『中華人民共和国外交資料総覧』(一橋書房，1960年)。

- (10) 日本国際問題研究所『新中国資料集成』，1962年から1970年までに，第1巻(1945～47年を収録)から第4巻(1953～55年7月)までが出版されている。

- (11) 笹本武治，川野重任編『台湾経済総合研究』資料編(アジア経済研究所，1968年)。

(12) 高市恵之助, 富山栄吉『日中問題入門』
(岩波書店, 1962年10月)。

(13) 日本中国友好協会編『日中友好運動の歴史』
(日本中国友好協会, 1966年3月)。

(14) 山口一郎『近代中国対日観の研究』(アジア経済研究所, 1970年)。

(1)から(6)までの第1グループは日中関係諸資料の資料集である。第2グループの(7)(8)は日中関係資料を含むが、編集目的が第1グループと異なっている。第3グループの(9)~(11)は一般資料の中に重要な日中関係資料を含むものである。(11)はとくにその年表が有益である。一つの内外の事件、事項が国際関係を合わせて有機的に関連づけられている。第4グループの(12)~(14)は研究書、啓蒙書に属する。日中関係を扱った雑誌論文はたくさんあるが、ここにはあげない。

ここで書評として取り上げる『戦後資料 日中関係』は慶応大学教授石川忠雄氏を中心としたグループが編纂したものである。7ポの活字を使ってなおかつ500ページにおよぶ莫大な資料集で、収録点数じつに595点におよぶ。日本政府、日本の各政党の対中国政策の資料およびその他の日本側資料をまとめたものは、従来、なかった。これらの資料は散逸しやすいので、一冊の資料集にまとめられたことは関係者に多くの便宜を与えるものであろう。しかしその反面、収録量が多ければ多いほど、明確な編集方針と編集技術上の改善がなされないかぎり、問題の处在を読者に十分伝えることはできなくなる。以下において、本書の特徴とともに、編集方針、編集技術の紹介と批判を試みたい。

II 本書の構成と特徴

本書は三つの部分からなっている。第1部は

「戦後日中関係の時期区分」、いわば解題部分にあたり、編集方針が述べられている。第2部が本体で資料集成、第3部は収録されていない資料を含めた時系列の「日中関係重要資料一覧表」である。

1. 解題部分にみられる編集方針

編集者は、今日の日中関係の基本構造は1950年2月の「中ソ友好同盟条約」と1951年9月の対日講和条約および52年4月の日華条約によって規定されていると考える。次のように述べる。

「この時期(1949~52年——引用者注)には、中国側からすれば、1950年2月に調印された中ソ友好同盟相互援助条約こそ日中関係を規定する諸要因のなかでもっとも基本的なものであった。……中国は、中ソ友好同盟相互援助条約の第1条において、ソ連とのあいだに“締約国の双方は共同で一切の必要な措置をとることに力をつくすことを保証し、これによって日本あるいは直接・間接に侵略行為のうゑで日本と結託するその他のいかなる国家の新たな侵略と平和の破壊をも制止すること期する。いったん締約国のいずれか一方が日本あるいは日本と同盟する国の侵略・襲撃を受け、それによって戦争状態になった場合は、締約国の他の一方はただちに全力をつくして軍事その他の援助を与える”と規定したのであった。

一方、戦後日本の対外的撰択は、1951年9月に調印されたサンフランシスコ講和条約ならびに日米安保条約と、翌52年4月、台湾の蒋介石政権とのあいだに結んだ日華平和条約によってなされ、今日にいたるまでの日中関係の基本構造がここに形成されたことは周知のところである」(傍点引用者)。

この基本視点から、1949年10月1日の中華人民共和国成立時以後の資料が収録されている(註1)。49年以後を5期にわけて解説がつけられている。この時期区分は「問題の一応の整理のために」行

なわれたものであって、他の区分も可能であると述べている。

第1期(1949~1952年) 日中関係の基本構造の確立期。

第2期(1953~1957年前半) 中国側の対日政策の変化とこれに対する日本側の反応によって、緊張関係が緩和され、「積み上げ方式」が定着した時期とする。

第3期(1957年後半~1962年前半) 「この時期は中国の対日姿勢が全面的に硬化し、日本側では中国に反発する岸内閣の姿勢が露骨にあらわれて、日中関係が全面的に断絶した時期であった」。断絶は1958年5月の貿易協定の破棄をさしている。ここでは、中国側の姿勢が全面的に硬化し、岸内閣が反発したという形で描かれる。この解説は、この期の日中間の緊張は、1957年6月の岸首相の台湾訪問に端を発しているという指摘はない。むしろ、中国国内の緊張——具体的には1957年後半の反右派闘争、57年末からの大躍進運動に求めようとするふしがある。

第4期(1962年後半~1965年前半) 中国は保守党の政治家を含めて、民間レベルの人事交流に力を注いだ時期であり、日本政府は、政経分離のもとに、保守党による貿易拡大を承認する一方、1964年「吉田書簡」で台湾への本格的経済進出の契機を作った。これにより、その後の日本の対中国プラント輸出は大きな障害にぶつかることになる。また、日本政府は中国共産党代表の日本共産党大会出席のための渡航申請を拒否したことなどから、中国の対日批難が、強化して行なった時期と考える。

第5期(1965年後半~現在) 国内で文化大革命、国際的にはヴェトナム戦争の進展、中ソ対立

の激化などにもない、中国共産党と日本共産党との間に大きな亀裂が生じたことが指摘される。さらに、1969年の日米共同声明により、日中貿易は拡大したにもかかわらず、それを支える日中間の政治的基盤が不安定になってきたことが指摘される。中国側の対日批難、警戒心はますます強まったとする。

2. 資料集部分の特徴

収録分類項目と収録点数はつぎのとおり。

第1期(1949~1952年)

(1) 戦後処理	2
(2) 日本「解放」工作	9
(3) 対日講和問題	9
(4) 日中貿易	6
(5) 日中友好運動	1

計 27

第2期(1953~1957年前半)

(1) 日本人戦犯・在留邦人引揚問題	8
(2) 国交正常化を含む両国の姿勢	40
うち、吉田内閣	(4)
鳩山内閣	(30)
石橋内閣	(3)
岸内閣	(3)
(3) 日中貿易	13
(4) 漁業	12
(5) 日華関係	6
(6) その他	3

計 82

漁業関係と日華関係の分類項目が新たにはいる。第1期では52年4月の日華条約を日華関係として独立させず、第3項の対日講和問題に入れている。第1期では第5項にとり出されていた「日中友好運動」の項は第2期ではなくなる。そのかわり、第2項の「国交正常化を含む両国の姿勢」に

入れている。鳩山内閣時代にそれがみられ、(イ)日中国交正常化問題、(ロ)日中諸団体の動き、(ハ)その他となっている。(ケ)が「日中友好運動」に相当する。

第3期(1957年後半～1962年前半)

(1) 日米安保改正問題を含む両国の姿勢	190
うち、岸内閣	(121)
池田内閣	69
(2) 日中貿易	29
(3) 日中漁業	10
(4) 日華関係	4
(5) その他	2
	<hr/>
	計 235

「日中友好運動」の扱いは2期と同じくとくに取り出されていない。第1項の政治姿勢に分類され、以後この方式がとられる。

第4期(1962年後半～1965年前半)

(1) 交流積上げと両国の姿勢	113
うち、池田内閣	98
佐藤内閣	33
(2) 日中貿易	18
(3) 日中漁業	2
	<hr/>
	計 133

この期には「日華関係」がない。

第5期(1965年10月～1969年)

(1) 文化大革命と両国の姿勢	76
うち、両国の政治姿勢	62
日中諸団体の動向	(14)
(2) 日中貿易	15
(3) 日中漁業	7
(4) 日華関係	2
	<hr/>
	計 100

多分校正時点に出されたものと思われる新しい資料3点が最後に収録されている。中華人民共和国と朝鮮民主主義人民共和国との共同コミュニケ

と貿易関係2コミュニケがそれである。

以上の概略から編集上の特徴は次のとおり。

- (1) 資料は1949年10月の中華人民共和国成立から始まっていること。それ以前は中国側2点、日本側2点あるが、それらについては注1参照。
- (2) 1958年以降の収録点数が急増する。これは1958年の貿易中断にかかわる資料、1960年の安保改定にともなう資料がおびただしく出されたためであろうが、他の理由は次の特徴(4)に関連する。
- (3) 収録資料の問題項目別分類は第2期の方法が貫ぬかれている。つまり、最も大きい政治問題にかんする両国の姿勢、貿易、漁業、日華関係の四つを柱にしている。「両国の姿勢」のなかに、政府、民間の資料がともに入れられており、よく言われる中国の外交政策の方法——政府外交と人民外交——は分類項目にはいらない。またその他の項目、たとえば、領土問題、講和問題、学術交流、スポーツ交流、遺骨送還、在日中国人問題などはない。広い意味の政治問題を除けば、貿易と漁業しかない。
- (4) 収録資料は中国共産党、中国政府関係者の対日発言と日中間の諸協定を中心に編纂されており、日本の民間レベルでの日中関係とくに国内の友好運動の資料、台湾区国民政府との政府間・民間レベルの日中関係資料は存在量に比べて収録点数は著しく少ない。資料の主体別点数は次のようになっている。

中華人民共和国・中国共産党の対日発言	297
日本・中国(大陸区)諸協定	146
日本政府・政党関係	87
日本民間の資料	32

台湾国民政府の対日発言	3
台湾民間レベルの対日関係資料	0
日本・台湾諸協定	9
その他	10

分類は、相対的であって変動は可能である。しかし、だいたいの重点が知られる。もとより、資料は量的多寡ではなく質つまり重要資料が収録されているか否かこそ問題となる。後に述べるようにこの点を考慮しても、日本国内の友好運動の記録、日台関係資料の収録の実態は大きな問題がある。この部分の資料は編集者の眼にははいてこなかったらしい。

本資料集の特徴を一言で表現すれば、中華人民共和国・中国共産党の対日発言集、日中諸協定集にすぎないのではないだろうか。

3. 付録資料年表、その他について

(1) 付録資料年表は1949年2月4日の「南京国民党政府の対華侵略日本人戦犯釈放に関する中共中央委員会の声明」から始まり、1970年4月19日の「日中覚書貿易締結にかんする周恩来談話」までの資料名を掲載している。本書に収録された資料のみならず、未収録資料も資料名が掲載されており、利用者にとってはきわめて便利である。しかし、前項の特徴(3)で述べたように、1000余におよぶ掲載資料題名は時系列であって、項目別には分類されていない。このことが資料一覧表の価値を著しく減少させている。

(2) 本資料集成は原文主義をとっていない。

本書は冒頭で参考文献を7点あげ、これを基礎資料にしていると述べている。そして凡例で、「出典に示した資料の訳文を尊重し、明らかな誤植、誤記についてのみ訂正を行」なったと述べている。また、「中華人民共和国については略として“中共”を使用し、中華民国を指す場合は“国府”を

使用した。北京政府側の資料・本文は原文のままである」。原文主義をとらないことからのちに述べるようないくつかの欠陥が生み出されている。

(注1) 厳密には、1949年10月1日以前の資料が4点収録されている。中国側のもの、1949年2月4日「南京国民党政府の対華侵略日本人戦犯釈放にかんする中共中央委員会の声明」、6月20日「新華社評：対日講和をはやく準備せよ(摘要)」、日本側2点。

III 「戦後」の理解について

本節以降で編集方針・編集技術上の問題について問題点を指摘し、批判する。

まず日中関係にかかわるいくつかの疑問を提出してみよう。そして本資料集成がどのような資料を用意してくれるかを考えてみよう。次の四つの疑問はごく一般的なものである。

- (1) 日中間の戦争状態は法的にいつ始まり現在どうなっているか。
- (2) 「蒋介石總統に恩義がある」という。どのような恩義か。
- (3) 「日本は中国に多大な人的・物的損害を与えた」という。どのくらいの損害か。
- (4) 昨年、日本人と結婚した中国人女性が日本政府にビサの延長を申し込んだが、一時期拒否された。日中間の問題としてどうしてこのような問題が起こるのか。

結論から先に述べると、本資料集は莫大であるにもかかわらず、これらの疑問にたいする十分な資料を提供してくれない。以下においてこれらの疑問にかんする重要な資料が欠如しつつあることを示しつつ、編集方針、編集技術について批判を行なう。

1. ヤルタ体制と日中関係

本資料集成は『戦後資料 日中問題』という題名にもかかわらず、すでに述べたように、1949年

2月4日の新華社論文から始まる。日中関係において日本の「戦後」が49年から始まるとはどうか(註1)。日本では一般に「戦後」は1945年8月15日から始まると認識されている。しかし、こと日中関係においては、現在が「戦後」なのか「戦時中」なのか、日・中内外において意見の相違が大きい。中華人民共和国は日本との間は依然として法的に戦争状態であることという認識にたっている。日本では、対中国関係において「戦後」は1949年(中華人民共和国の成立)から始まるといふ時代設定を“無意識”にしている人々が多い。法的には1952年4月の日華条約以後が「戦後」であると考えている人々もいる。もし、編者が本書で一般の認識に“無意識”に迎合したとすれば、学者先生であるだけに、そのことは深刻な問題を含む。国民政府の一部を除いた多くの中国人が、現在の日中間は依然として法的に戦争状態であると認識しているのにたいし、日本政府ないし多くの日本人が「戦後」はすでに49年または52年(日華条約締結)から始まっていると認識しているとすれば、この種の資料集成の編纂者は、どうしてこのような認識の落差が生まれてきた分を、基本資料に基づいて理解できるように編纂してこそ、編集者の真価が発揮できるであろう。

編者が日中関係の「戦後」を1949年から始めているのは、日本評論新社の「戦後」資料シリーズの企画にはいつているからという理由だけであれば、あまりにも皮相的である。1949年に中華人民共和国が成立したから、日中関係の「戦後」がそこから始まったと考えれば、なおさら、編者の史観に疑問をもたざるをえない。評者には、編者の「戦後」にたいする考え方は、解題部分から編集者の日中関係に対する基本的考え方によるものと受けとれる。すでに紹介したように、編集者は、

今日の日中関係の基本構造は1950年2月の中ソ友好同盟条約、51年9月の対日講和条約および52年4月の日華平和条約によって決定されていると考える。とくに、「中ソ友好同盟相互援助条約こそ日中関係を規定する諸要因のなかでもっとも基本的なもの」(傍点評者)であると考えている。別の言葉で言えば、日中関係の基本構造を決定的に規定しているものはヤルタ体制または東西冷戦構造であると解釈できる。この考えは日本関係の基本構造を考える場合に、不十分なものであることを以下で述べてみたい。

周知のように、中ソ友好同盟条約は二つ締結された。最初のもは1945年8月14日の「ソヴィエト社会主義共和国連邦と中華民国との間の友好および同盟条約」(中ソ条約第1と略称する)である。第2回目は本資料集成が取り上げている1950年2月の「ソヴィエト社会主義共和国と中華人民共和国との間の友好同盟及び相互援助に関する条約」(中ソ条約第2と略称する)である。この二つはきわめて類似しており、竹内好氏は2条約の継承の側面を強調するが、これはするどい指摘である(註2)。先のIIの1で、評者は解題部分から長い引用を行なったが、そこに編者によって引用されている部分は中ソ条約第2の第1条である。これは中ソ条約第1の第3条に相当する。第3条は次のような文言である。

「締約国は日本にたいする戦争の終結後において日本国をして侵略及び平和の破壊を繰返すことを不可能ならしむるため、相互にあらゆる措置を講ずることを誓約せり。締約国の一方が日本国に依る侵略及び平和破壊の結果として日本国に対する軍事行動に捲込まれたるときは、他方の締約国は、軍事行動に捲込まれたる該締約国に対し自国の有する手段を以て軍事上の及び他の援助及び

支持を与うべし。本条は日本国に依る之以上の侵略の防止につきての責任が両締約国の要求に従い国際連合機構に課せらるる時に至るまで引続き効力を有す」。

中ソ条約第2の第1条との差は、第1の第3条では「日本国による侵略」のみをあげているのにたいし、第2の第1条は「日本国又は直接に若しくは間接に日本国と侵略行為について連合する他の国の侵略」と第3国をあげている点である。これは当時の政治状況からアメリカを指していることはのちの劉少奇説明にも出てくる^(註3)。

IIの1の編集者解題からの引用部分にある中ソ条約第2の第1条にかえて、中ソ条約第1の第3条を入れ込んだらどうなるか。内容の相似性から日中関係の基本構造は1945年8月のソ連・中華民国友好条約によって形成されたという論理が成立してしまう。この論理は歴史の推移からいかに無意味なものであるかについては説明を要しないであろう。類似内容をもちながら中ソ条約第1が日中関係の基本構造を規定する「もっとも基本的なもの」とならなかった。同様に、中ソ条約第2も編者が強調するほど「もっとも基本的なもの」ではないのではないか。

歴史的にふり返ってみると、中国の対日政策は1957年岸内閣の登場と中国の対ソ自主性の拡大とによって変化する。日本側では、岸首相の台湾訪問、58年の長崎国旗事件、60年代にはいつて安保改定、さらに台湾への経済進出の拡大、アメリカとの経済対立、軍国主義の抬頭等々。中国側では58年大躍進政策によるソ連路線からの離脱、60年7月のソ連の対中国経済・技術援助協定の破棄、中ソ対立から対決、文革を経て、中国は自己の運命を自分で決定できるようになった。つまり、外交面で見れば、中ソ友好条約第2が日中関係基本

構造を決めていたのは50年代前半にすぎない。

中ソ友好条約第2の構造が対日政策に最も明白な姿で登場するのは54年10月の「中華人民共和国とソヴィエト社会主義共和国連邦政府の日本との関係についての共同宣言」（本書84ページ、以下ページ数のみを示したものは本資料集成の出典箇所）ではないか。中国がソ連との関係で対日政策立案、実行の独自性をもちえなかったという意味においてである。この宣言はやがて日ソ間の、先に戦争終結宣言、後に講和条約という方式へつながっていく。中国の1955年から57年始めまでにいたる国交回復の考え方はこの方式に近いものであったようにみえる。たとえば、55年8月17日周恩来総理と日本の新聞・放送関係中国訪問団との意見交換は次のとおりである。「日蔣講和条約の廃棄がかならずしも、中日両国関係の正常化を促進してゆくための前提となるのではなく、中日両国関係の正常化を促進してゆくうえの目標であり、同時にその結果であると理解してよいかとたずねた。これにたいして周恩来総理は、大体そのように理解してよいと答えた」（53ページ）。56年8月19日日本元軍人団との会見では周総理は「中国は屢々述べている通り北京の飛行場は日本の鳩山首相と重光外相には何時でも開放して待っています」（63ページ）と述べている。

このように考えると50年2月の中ソ条約第2とヤルタ体制との関連が問題になるであろう。評者は中ソ条約第1はスターリン・トルーマンのヤルタ秘密協定を、中国が事後的に実質的に承認させられたものとする。中ソ条約第2は二つの側面があり、一つは新社会主義国中国をヤルタ体制に組み込むこと、第2は、中国から見れば、少しではあるが対ソ自主性を回復する第一歩であったと考える。これはいわば大胆な仮説の段階であるが、

このように考えた方が筋が通る。

対ソ自主性の回復の側面は1945年8月15日の朱徳総司令が米英ソ3国に送った覚書きを継承するものである。朱徳覚書きは日本降伏後のすべての国際的取決めにつき、解放区政権の同意をえてないものにたいしては、発言権を留保すると述べている。これを、加藤祐三氏は、中共側の「ここに明らかに“中ソ友好同盟条約”にたいする不承認、すくなくとも解放区と被占領地区にかんするかぎり権利を留保するという部分的不承認の態度表明である」^(註4)とらえているが、この解釈は歴史の事実に基づいている。

ヤルタ協定は(ロ)でソ連に大連商港の優先的權益を擁護し、旅順国の租借権の回復を約し、(ハ)で旧東清鉄道、旧南滿州鉄道の中ソ合弁会社による運営、ソ連の優先利益を保障している。さらに、戦争直後日本軍の接収にあたって、ソ連は東北地区を、米国が関内の華北・華東で国民党正規軍の接収を支援した。こうみえてくと、50年2月の中ソ条約第2は新疆、東北地区にたいする中国のより強い主権をソ連に承認させる効果をもった。1954年、中ソ合弁各企業の中ソ連株、大連港設備は中国に返還された。これは対ソ自主権回復の第二步である。1958年以後は対ソ自主権の完全な回復へと向かうのである。それを完成したのはいうまでもなく文化大革命であった。

以上の検討から中ソ条約第2が今日にいたる日中関係の基本構造を規定する諸要因の中で「もっとも基本的なもの」と考えることには疑問がある。

2. 中国革命——民族解放闘争と日中関係

ごく常識的であるが、日本関係の基本構造を規定している最も重要な要素は日本帝国主義が行なった15年侵略戦争とそれと闘った中国の民族解放闘争に求めるべきであると考えられる。この点を中心

にすえて日中関係資料を編んだものに竹内好氏の「特集 国交回復の条件」がある^(註5)。竹内氏は日本の侵略に伴う中国国内の内在的發展を軸に、そのうえで国際関係を考慮して日中関係を論じている。紙幅の関係で15の基本資料しか収録していないが、その前文につけた解説は要領よく問題点をえぐり出している。とくに、日本の敗戦がおおむね予見されるようになって以後、中国国内の戦後構想が1943年国民党側から『中国の命運』が、45年4月中共党側から毛沢東の『連合政府論』が出され、「この対立する二つの思想の争いが、戦後の中国を規定したばかりでなく、今日なお尾を引いているわけだ」と指摘する。そして、両者の思想・政治闘争がのちに国際関係とくにヤルタ体制の中に組み込まれていく過程が描かれている。

日本の中国侵略は三つの形態をとった。1895年下関条約による台湾の領有（日本主権が及ぶ領土の一部とした）。第2期は1932年“満州国”という傀儡国家建設の方式、第3期は1935年11月の冀東防共政府以後1940年3月の南京汪精衛傀儡政権方式である。この間、一度も公式に宣戦を布告していない。これにたいし中国側は中華ソヴィエト臨時革命政府が1932年4月15日対日宣戦を布告、蔣介石の国民政府の方は宣戦布告をずっと行なわなかった。1941年12月8日日本が米・英に宣戦布告するに及んで翌日の9日に布告した。八路軍を中心とした民族解放闘争勢力の成長にともなって、抗日統一戦線下において国・共の衝突が発生するようになった。日本の敗戦が近づくにしたがってこの対立は深まっていった。日本の敗戦とその後の国・共対立は日中の人的結びつきに大きな変化をもたらした。

日本敗戦後の国・共対立は勝利の果実をだれが握るかをめぐって深刻化した。1945年8月11日、

延安地区の朱徳総司令は麾下の人民軍に日本軍の武装解除を命じた。同じ日蒋介石は岡村寧次に電令を送り、軍事行動の停止と中国陸軍総司令何応欽の命令に服すべきことを通達した。これにもとづいて8月23日何応欽は岡村寧次あてに「匪軍」（八路軍のこと）が日本軍の武装解除を行なっているがこれに適切な防御措置をとること、もし「匪軍」に攻撃されているいくつかの都市が「匪軍」の手に落ちたらこれを奪回し、国民党正規軍が到着までその地を守ることが指令されている^(注6)。つまり、国民党と日本軍との本格的な結託が始まるのである。蒋介石とは別に閻錫山と組んだ城野宏氏の記録^(注7)でも八路軍と対抗するための日本軍との結びつきがみられる。南京の日本傀儡政権と蒋介石政権と反共のための結びつきはすでに45年6月から始まっている。傀儡軍は江蘇、浙江省一帯の守備——防共守備の責任を蒋介石政権から負わされていた^(注8)。南京傀儡軍と華中・華南の日本軍が反八路軍のために国民政府の指揮下に糾合されたのである。1945年8月15日の蒋介石放送「全国軍民に告ぐ」（いわゆる“暴に報いるに暴をもってするなかれ”）はこのような政治的文脈のなかで読まれる必要がある。

華中・華南にいた日本軍民は100万と推計されているが、蒋介石の方針で恩恵を蒙った。今日の素朴な蒋介石恩義論はここから出ている。それを日本政府の指導者は、政治的に利用しているようだ。しかし、もしこの恩義論が蒋介石・国民政府に帰せられるとすれば、同様に国民政府の力が及んでいなかった華北、華東、東北で日本人引揚げに関与した中国側に対しても恩義論は成り立つし、歴史上の事実である。蔣恩義論が根強く存在しており、それが今日の日華条約擁護、中華人民共和国との国交正常化反対論を支える大きな力をもつ

ている。この意味からも、1945年8月15日前後をめぐる日中関係資料は、ぜひ読まれなければならない。本資料集が45年から49年を欠落させた。ことの重大さはこのような点を読者の眼から奪う効果をもつことである。

1946年6月国共間には本格的な内戦にはいった。これにともない、在中国日本軍指令部は蒋介石国民政府との癒着をますます強めていった。この過程で、蒋介石は日本人将校を軍事顧問団として迎え入れる。一説によると36名という^(注9)。1952年には30名ばかりいたという資料もある^(注10)。いずれにしても、日中戦争間に1000万人以上の中国人が殺害されたという。殺害の当事者である日本軍部上層部と癒着していった国民政府とは中国人の眼にどんな政府とうつつたであろうか。敗戦が間近になった国民政府は1949年1月日本軍指導部を釈放し、日本へ帰えした。これにたいし、中共中央は翌月4日「南京売国政府の対華侵略日本人戦犯釈放にかんする声明」を出し、抗議した。本書はこの資料の収録から始まっている。

中国人民にとってまさに侵略集団の責任者を軍事顧問団として迎え入れるとはどういうことなのか。侵略を受けた中国人からすれば、日本軍人がこのような形でかわり合いをもつことは侵略の継続と受けとるであろう。このような台湾国民政府と日本との関係の深化は、かれらにとっては侵略の延長、拡大とうつつたであろう。民族解放闘争は実はこのような事態を克服する闘争であった。

1949年中華人民共和国の成立はヤルタ体制にたいし、最初の不協和音であった。しかし、中国の外交政策は1957年までほとんど東西冷戦構造のわくのなかで行なわれたようだ。国内の発展はこのわくをつき破っていった。すでに述べたように大躍進以後がそれである。

他方、1960年代にはいり日本はますます台湾へはいり込んでいっている。そして、1969年11月の佐藤—ニクソン声明は台湾と韓国の安全は日本の安全にとって、密接な関連をもつと指摘するに及び、中国・北朝鮮のみならず、韓国、台湾、東南アジア諸国から日本軍国主義の抬頭が叫ばれるようになった。日本はアメリカのアジア支配体制から離脱しながら、ますますアジア・中国と対立する方向に歩みを始めたのである。このように考えてくると、ヤルタ体制が日中関係を規定したまたはしている側面と、これを打ち破っていく中国、日本の進展の側面とをみる史観が必要であり、とくに、後者の側面を描くためには、1949年以前を欠落させることはできないのである。

(注1) 資料集を49年ないし52年から始めるのは官庁の中国関係資料集の通例であるらしい。Iにあげた資料集で(3)(5)(6)(7)はいずれもこの則に沿っている。そのなかで(3)外務省中国課監修『日中関係基本資料年』は書の背とカバーの背の題名がことなる。カバーの背と見開きの書名には1949年～1969年という限定がついているが、書の背にはついていない。書名としてどちらをとるべきか。Iでは見開きのほうを採用しておいた。この書は題名に一応1949年という限定が付されている。『戦後資料—日中関係』はどこにも限定がない。そして「戦後」が49年から始まっている。

(注2) 竹内好「特集 国交回復の条件」(『中国』、1968年8月号)、18ページ。

(注3) 「中ソ同盟条約3周年記念における劉少奇演説」1953年2月14日(石川忠雄等編『戦後資料—日中関係』、41ページ)。

(注4) 加藤祐三「中国革命と東アジア」(歴史学研究会/日本史研究会編『講座日本史3』、東大出版会、1971年)、64ページ。

(注5) 竹内好、前掲論文。

(注6) 加藤祐三、前掲論文、66～67ページ。
陳伯達『人民公敵蔣介石』(新華書店、1949年)、146ページ。

(注7) 城野宏『山西独立記』(雪華社、1967年)、53ページ。

(注8) 陳伯達、前掲書、139ページ。

(注9) 城野宏氏談。

(注10) 谷口義夫『台湾紀行』(1953年)、60ページ。

IV 日本・台湾国民政府との関係資料

1949年以前の資料が収録されていないので、国民政府が大陸区にいたときの資料は一つも収録されていない。その不当性については前項で述べた。ここでは台湾区国民政府と日本との関係資料の収録状況について検討する。600近い収録資料のうち、日・台関係資料はわずか12しかない。編者はどうして日本と台湾との関係資料を軽視するのだろうか。次におもなものについてだけ述べる。

1. 日華条約のとり扱い

本資料集成に最初に収録されている日華関係の資料が1952年4月の日華条約である。どうしたことか、付属議定書、交換公文が収録されていない。法的に現在の日中関係を困難にしている障害は日華条約であることについては何人も異論はないであろう。同条約により日中間の戦争状態は終息したという考えと、中国人民に不信任された政権と講和を結んだ行為自体が敵対的であるという考えが衝突しているからである。1952年4月当時の吉田内閣は将来のことををも考慮して条約の適用範囲を台湾、澎湖島と将来国民政府の主権下にはいる地域に限った。これを本文に入れず、交換公文という形で国民政府と妥協した。日本政府は最近日台条約で両国すなわち日本と全中国との法的戦争状態は終息したという解釈を与えている。このように議論が多岐にわたるとき、もっとも基本的な資料をどうして落としたのか理解に苦しむ。

日華条約にかんするもう一つの重要な資料は、1968年6月8日に行なわれた蔣介石総統の日本人記者団に対す談話である。1964年、吉田元首相が

蒋介石総統にたいし書簡を提出。その中には、日中貿易に輸出入銀行の資金を使わない旨の約束が盛り込まれているという。この書簡がそれ以後の日本から中国へのプラント輸出を実質的に妨げてきた。日本政府は国会答弁で、これは私的書簡であるから公開すべき性格でないことを言明してきた。これにたいし、蒋介石は同談話の中でこの書簡は日華条約の補充文書と理解している旨の発言がなされている。このような重要な蔣談話は収録されていない。最終部分の重要資料一覧表の中に資料名すらのっていない。ついでに1964年5月30日吉田元首相が張群秘書長に手渡したいわゆる吉田書簡について、日本側の新聞記事（たとえば『毎日新聞』、1965年8月5日）または台湾側の記事を収録するに値すると考えるが、やはり問題にされていない。ただ、大陸側資料として1965年10月2日の廖承志の「吉田書簡問題についての談話」が収録されているにすぎない。

2. 日本・台湾区国民政府間の他の未収録重要資料^(注1)

(1) 台湾区日本人戦犯の逮捕、処刑、釈放にかんする記録はすべてはいっていない。1946年1月上砂少将以下40名が逮捕され、一部は7月25日上海で判決を受けている。

(2) 貿易関係。1947年9月省商連会は対日貿易の5カ条意見を提出し、日台貿易計画書を制定している。1950年9月には第1回日台貿易協定が東京で調印された。これは年間往復1億ドルに及ぶもので、53年6月の第2次日台協定に継承されていく。さらに1956年5月には往復1億5000万ドルの貿易協定が調印されている。第2次協定は収録されているが（81～83ページ）、それ以外は全くない。

この他、50年1月日本商社の入国許可、4月日

本が台湾から掠奪した白銀の返還、6月には台湾—日本間の定期航路の開設、10月には日本—台湾—タイの空路の開設、51年には何応欽が日本を訪問し旧日本軍将校と交流している^(注2)。52年は台湾糧業会社が日台合弁会社の設立を決定、このような経過で日台関係の経済・人事の交流が深まっていた。55年2月には日華航空協定が調印された。これらの資料に全く収録されていない。

(3) 民間レベル(?)での交流機関の成立

経済・人事の交流深化に伴ない1952年7月29日日中文化経済協会が設立される。53年には日本の国会議員の訪台が行なわれるようになった。54年11月には前田多門、宇野哲人氏などの学術交流も加わる。56年8月、日本各界親善訪問団が台湾を訪問し、日中反共座談会を開らくにいたった。さらに、57年1月国府の軍事代表团が日本を訪問した。このような背景で、4月に日・華経済協力委員会が発足し、東京で開会する運びとなり、6月には岸首相が台湾を訪問し愈行政院長と共同声明が発表された。同コミュニケは本書84ページに収録されている。日華協力委員会の記録は1961年1月の第6回総会、67年10月の12回総会のコミュニケを除くと、他は収録されていない。1957年10月2日の岸、張群の日・華合作共同声明が収録されていないのはどうしたことか。

(4) その他の重要資料

対日講和条約問題をめぐる国民政府の発言、資料はおもに49年以前であり、本資料集成がこの部分を落としているので未収録であることは説明を要しない。日華条約締結後も沖縄領有権の問題は日・台間に起こっている。1954年ダレスが訪日し、28度線以北の諸島の施政権が日本に返還されることが決まった。これにたいし、12月24日、国民政府は抗議声明を出している。これも未収録。未収

録資料ですでに説明した。1968年6月8日の蒋介石談話で蒋介石は次のように述べている。日本が中華人民共和国と外交関係を正常化しようとした場合「第1番目の問題はまずわが中華民国と断交しなければならず……、かつて吉田政府とわが中華民国が締結した平和条約を私は当然必ず無効と宣言する。そうなれば日本には中共と改めて第2回の平和条約調印問題が生れて来る。第2の平和条約では必ず賠償問題が発生し、日米安保条約の有効問題ならびに沖縄帰属問題にまでつながらなければならず……」。ボツダム宣言とのかかわり合いで、沖縄の帰属問題が発生することを示唆している。これにたいし、周恩来首相は1961年6月自民党の宇都宮代議士に沖縄の帰属はすでにきまっていると述べている。これらの資料はいずれも収録されていない。

以上いくつか気づいた点をあげた。現時点において、日台関係が日中国交回復（日中正常化とは本質的にことなる）にとってどのような位置にあるのかここで改めて説明する必要もなからう。中国は現状のような日台関係を日本の対中国侵略の強化と受けとっている。にもかかわらず日本の台湾進出の資料が日中関係資料集にほとんど登場しないとはどういうことなのであろうか。日中問題とは日本が過去に中国を侵略し、現在なお台湾区の経済支配を強化している点にある。

（注1）この項はとくに笹本武治、川野重任編『台湾経済総合研究 資料編』を参照。

（注2）『何応欽將軍 日本訪問講演選集』、多分中日文化経済協会出版と思われる。出版年不明。1970年時事通信社より改訂版が出版された。

V 非政府間レベルの日中関係資料

1. 日中友好運動諸団体の国内運動資料の欠如 民間レベルの日台関係資料については前項で検

討したので、ここでは日本と中華人民共和国との国交回復をめざす国内民間諸団体の資料についてふれたい。日中貿易促進については、すでに国会内部で1949年5月24日「日中貿易促進議員連盟」が結成されている。同年6月13日の日本共産党の日中貿易促進についての声明から収録されている。歴代政府が日中国交回復に冷淡であったのにたいし、この運動を積極的に推進してきた団体としてまず何よりも日中友好協会をあげねばならない。他に、日中文化交流協会、日本平和委員会、日中国交回復国民会議、日本国際貿易促進協会、中国人浮虜殉難慰霊実行委員会、中国帰還者連絡会などがある。1954年9月22日に設立された日本国際貿易促進協会の設立趣旨は収録されている（70ページ）。55年11月27日の日中文化交流協会の設立申合わせは資料一覧表に資料名のみ掲載されている。本文は未収録。これ以外の資料はほとんど収録されていない。とくに、日中友好協会は毎年1回年次大会を開いているが、その記録は、分裂後の68年のものを除いて他は収録されていない。1952年2月の中国との友好提携にかんする文化人共同声明や1954年7月10日東京で1500余名を集めて開かれた日中国交回復統一国民大会などの記録は資料一覧表にも出ていない。綿密に調べればこの他にも重要なものはいくつかあると思う。

これにたいし、日本の各団体が中国を訪問して出した決議文の類はよく収録されている。つまり、日本国内の運動については眼がとどいていない。

2. 在日中国人の問題

在日中国人の問題は、在日朝鮮人問題と同じく、明治以後の日本の中国、朝鮮への侵略の結果、日本国内で形成された問題である。本資料集は在中國邦人の引揚げについては「戦後処理」という形で、関連資料を収録しているが、在日中国人の引

揚げまたは日本国内居住上の諸問題については、いっさい扱っていない。この問題は日中関係のなかでどのように位置づけられるべきか、いや日中関係のなかに入れるべきでないのか、編者に伺いたい。

在日中国人にかんする資料を収録しようと思えば、1945年以後だけでも莫大なものがある。とくに、日本占領軍の指令、覚書などが重要である。最初の資料は1945年9月26日に出された「華人労働者による掠奪行為」の覚書である。現在の在日外国人の法的地位は、1951年政令319号「出入国管理令」と1952年の法律125号「外国人登録人法」によって規定されている。政府は1969、70年「出入国管理令」を廃止し、これにかえて「出入国管理法」を制定しようとした。2年間とも国会で通過せず、識者から在日外国人の人権にかかわる問題を含むと指摘された。

日中関係における在日中国人問題は1905年の「清国留学生取締規則」までさかのぼる。この規則は在日中国人留学生の政治活動を弾圧するために制度されたものであり、その精神は今日まで継承されている。さらに、戦時中「華人労務者内地移入にかんする件」「華人労務者内地移入の促進にかんする件」にもとづき、日本軍によって強制的に日本に連行された中国人の問題がある。4万余人連行され、7000人が死亡したと伝えられる。

これを日本政府がどのように処理してきたかの資料は日中関係資料集のなかに収録されてよい。民間レベルでは日中友好運動の一環として、1953年2月16日「中国人浮虜殉難者慰霊実行委員会」が設立された。そして、中国人浮虜の調査と遺骨の送還の努力が積み重ねられた。このような活動が進行するなかで、1958年2月9日日中国人浮虜の一人劉連仁氏^(註1)が北海道の山中で発見され

た。明治鉱業所の花崗事件のさいに逃げ出して隠れて暮っていたのである。日本政府は劉氏を不法入国者と考え、「外国人登録法」にもとづいて、在留資格の審査を行なおうとした。これにたいし、本人から賠償要求が出された。最終的に日本政府は愛知官房長官の劉連仁氏あての手紙——お気のどくでしたという意味の内容——を出し、本国へ送還するとによって処理した。劉連仁事件をめぐるであられた日本政府、中国側、友好諸団体の動きの中にこそ、日中関係の諸問題が凝縮されているように思う。

本資料集は遺骨の送還、劉連仁事件の資料を収録していない。わずかに、付録の資料一覧表で1952年2月26日「新華社；劉連仁、日本政府に賠償要求」、3月8日「新華社報道；劉連仁の故御山東省諸成県の関係者、劉を日本政府の責任で帰国させるよう要求」、4月17日「人民日報社説；日本政府は劉連仁事件にたいし責任ある回答をなすべきである」の3資料名だけを掲載するにとどまった。

3. その他の資料

各領域で種々な日中の交流が行なわれていると考えられる。評者自身この面を調べてないが、一、二の気づいた点をつけ加えたい。学術交流の面では例をとると、日本物理学会と中国の関係者との交流は1957年周培源——有山メモを基礎にして発展してきた。これは資料一覧表にも掲載されていない。また、中国の古農書が日本で発見され、交流が行なわれた。6世紀の『齊民要術』が金沢文庫で発見され、影印本が造られ、中国に送付された。この版は中国ではすでになくなっているもので、日本側からの送付にたいし、1951年3月号『科学通報』は「中日間の書籍相互贈呈」という記事をのせ、それには郭沫若科学院院長の謝意がもられている。

日本と中国とはいろいろな領域で幅広い交流がなされていると予想される。このような民間レベルでの交流の存在はもう少し一般民衆に紹介されてもよいであろう。

(注1) 劉連仁氏は本年5月18日『香港大公報』紙上で、「在日本荒山上度過13年非人生活日帝对我的迫害記憶猶新」という論文を発表した。同論文は雑誌『中国』に翻訳掲載されている。

VI 日本政府首脳の対中国発言の扱い方

歴代の日本政府が日中国交回復についてどのように考え、発言してきたかを体系的に収録することは大変な仕事である。国会の議事録、記者会見の記録から拾わねばならないからである。本資料集成は編集の一つの柱として、日本政府発言を入れていることは、当然とはいえ、評価さるべきであろう。しかし、中国の対日発言、諸協定、共同コミュニケなどの収録に払らわれた努力と比較するとその扱いは軽い。

たとえば、1956年2月の重光外相の国会答弁ははいっていない。中国は正式に書簡で2回国交回復の促進を呼びかけた。しかし日本政府はこれを握りつぶしていた。56年1月30日、周恩来首相が公表するに及んで、2月16日の衆議院外務委員会で重光外相はその事実を認めたという(注1)。この外相発言を抜くと55年から56年にかけて、中国側は54年10月の「対日関係にかんする中ソ共同宣言」にもとづいて、きわめて積極的に回復の努力を行なったのにたいし、日本政府はそれを冷淡にあつかった経緯は読みとれなくなる。さらに、57年2月病気の石橋首相に代わった岸臨時首相は日中国交正常化を急がない旨を答弁している(注2)。これも収録されてない。これにかえて4月30日の参議院外務委員会の首相発言は収録されている。資料収録としては、最初のものをとったほうがよい。

この発言は、のちに岸首相が台湾を訪門し、蒋介石の大陸反攻に支持を与える動きにつながっていく。つまり、それまでの日中国交回復の動きを逆の方向へ曲げていく。

以上あげたものは一例にすぎない。国会の委員会答弁議事録から対中国発言を取り出すことは大変な仕事であると思うが、国交回復を妨げている力がどこにあるかを知るためにも、誰かがやらなければならない仕事であろう。I項であげた資料(2)の吉田氏の仕事はその一つである。

(注1) 高市恵之助、富山栄吉『日中問題入門』(岩波書店、1962年)、46ページ。

(注2) 高市恵之助、前掲書、9ページ。

VII 編集技術上の問題

1. 項目別資料表を作ること

本書は収録資料集は600近くに及ぶが、点数が多くなればなるほど、資料集の焦点がぼける。多々必ずしも益々弁ならず。資料の重要度を読者に知らせるくふうと問題別の編集がどうしても必要である。重要度については編集者が個別重要資料につき若干の解題をつけてほしかった。そうすれば読者は重要資料のみならず、編集者の資料選択眼、資料にたいする理解力も判定できる。

収録数が600近くになるとどうしても事項別編集は欠かせない。率直に言って、この資料集成は専門家とりわけ中国の対日政策を研究している人にしか十分利用されえないだろう。たとえば、賠償や日本が与えた経済損害にたいし、中国側はどのように主張してきたかを調べようとしても、中国研究者ですら必要資料をすぐみつけることはできません。初めから読みくだす以外には方法がない。評者の記憶では、中華人民共和国成立以後日本が中国に与えた損害につき最初に言及したのは沈鈞儒である(注1)。1951年9月ベルリンで行

なわれた国際民主法律家会議第5回代表大会で中国代表のかれが報告した。内容は15年戦争で1000余万人が殺害され、500億ドル以上の損害を蒙ったというものである。この報告は資料も、資料名も収録されていない。これはどういうことなのか。編者が最も多く使ったと思われる外務省の『対日重要発言集』は1952年12月以降を扱っているため、これが収録されなかったためではないか。しかし、同じく基礎資料とした日中貿易促進議員連盟編『日中関係資料集』(1967年刊)には同報告の一部が収録されている。日華条約で台湾国民政府は日本政府によって賠償請求権を放棄させられたので^(註2)、この種の資料は不必要と判断したためであろうか。1945年以後50年代初めにかけて、国民党側を含めて、日本が中国に与えた損害推計、賠償問題につき多くの資料が出されている。今日においてこそ価値のある資料はいくつかある。どうしてこのような資料は無視されたのであろうか。

同様に、領土問題、戦犯問題、台湾問題、学術交流、貿易、漁業、国交正常化などの個別問題につき、時系列に資料題名一覧表を編纂してほしかった。この点、日中貿易促進議員連盟編『日中関係資料集成』は親切な編纂を行なっている。

2. 用語、翻訳上の問題

資料集成は原資料主義をとることがもっとも望ましい。しかし、出版とくに商業出版にはおのずから限界がある。本資料集成は原資料主義をとっていない。【項で列挙した(5)(6)(7)と『中国月報』、『人民中国』、『北京週報』をおもな基礎資料として使っている。出典の訳文を尊重すること原則としている。また国名も“中共”と“国府”を使うことにするとことわっているが、このような方針で訳語、国名呼称を統一した場合は編集者注が必要ではないか。

たとえば、「中国の国連加盟」について。中国政府はつねに「中華人民共和国の国連における正当な権利の回復」といい、「国連加盟」とはいわない。つまり、すでに国連には加入しており、議席を占めているが、その正当な権利を行使できない状態に置かれていると考えている。「国連加盟」というときは、中華人民共和国は国連に加盟していない、議席を占めていないという考えから使われている。1957年2月14日「日教組訪中教育視察団との会見における周恩来の言明(要旨)」(66ページ)では「(2) 二つの中国の考え方を改めない限り、中共は国連に参加しない」とある。出所は『日本・中共交流年誌』1949～1957。この出典原資料がえられないので確認できないが、おそらく新聞ではないかと思われる。周恩来はこのようない方はしていないと考えられる。編集者としてはこのような重要な言葉使いには注をつけることが望ましい。

他の例として「人民日報論評；佐藤首相、わが神聖な領土台湾に進入して挑発」(394～395ページ)の中に、「米帝国主義の手先である佐藤氏が台湾へ陰謀活動に行く計画は……」とあり、「佐藤氏」をつかっている。これは出典の『中共対日重要言論集』13集そのままである。『人民日報』の原典は“氏”がはいっていない。中国共産党の公式文献は矛盾の性格によってその地位にある個人の呼称を区別する。“佐藤”と呼び捨てにする場合と“氏”または“先生”をつける場合とは位置づけが全くことなるのである。やはり、注がほしかった。

国名の呼称については歴史的に興味深い事実がある。1912年1月「中華民国」が成立したが、日本政府は一貫して「支那共和国」と呼んでいた。「中華民国」に統一したのは1930年10月の閣議決定である。約20年近くかかった。1949年10月「中

華人民共和国」が成立した。日本政府、大部分のジャーナリズム（共同通信だけは例外）は一貫して「中共」と呼んできた。日本政府が「中華人民共和国」と正式に呼んだのは、1971年1月22日の首相施政方針演説である。新聞界はこれより2、3年早く「中国」と呼ぶようになっていた。49年以後約20年かかった。本資料集成が用いた官庁資料はすべて「中共」と使っている。それをそのまま、本書に再録した。しかし、小なくとも編集者の注がほしい。呼称の異同の中に歴史的意味が含まれているから。

（注1） 沈鈞儒「關於戦争罪犯的検挙和懲罰」（『新華月報』、第6期第4巻）、1283ページ。

（注2） 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年下』（昭和44年）、812ページ。この点は安藤正士氏に教示を受けた。日華条約の交渉の際に最も大きな係争点は三つあり、その第1は次のとおり。「因府側は対日戦争の最大の犠牲国である中国が賠償を放棄しては、中国の国民感情が許さないとして、賠償条項の存続を主張、日本側は大陸における中国の戦争損害については、この条約の適用範囲外のことから削除すべきだと主張した」。因府は賠償を放棄したと伝えられ、これが蔣恩議論の一つの根拠になってきた。“放棄させられた”と読むべきである。政府は因府にたいし、大陸区中国の戦争損害はこの条約の適用外と主張し、国会答弁では、全中国との戦争は日華条約で終結したと主張している。

む す び

資料編纂は、編集者の鋭い方針が貫れた場合には、往々にして研究書・論文より、読者にたいしはるかに正確な史実と影響を与える。

本資料集成の検討の結果次のような結論がえられた。

(1) 日本関係の基本構造は、ヤルタ体制—東西冷戦構造によって今日まで規定されているという立場から編纂されている。これにたいし、評

者は日中関係の基本構造は、長期にわたる日本の侵略戦争とそれを克服した民族解放闘争によって、規定されてきたと考える。ヤルタ体制という国際関係は一時期これを軸にした日中関係に影響を与えたにすぎない。

(2) 本資料集成は、中国共産党、中華人民共和国の対日発言集であり、日中諸団体の共同コミュニケ、諸協定集の性格が強い。したがって、「日中関係資料集」とはいいがたい。日中問題で現在もっとも重要な日本・台湾国民政府との関係は著しく軽視されている。したがって、いわゆる日中問題との処在が不鮮明である。また日本国内の民間レベルでの国交正常化、友好運動は軽視されている。おそらく、基礎資料を官庁の『中共対日重要発言集』と『日本・中共交流年誌』に求めたからであろう。編者にとっては台湾国民政府は「友人」なので気を配らなくてもよかったかもしれない。また国内の民衆レベルでの友好運動は、大きな力となりえないと判断したのかもしれない。

(3) 問題項目別の編纂がなされていないので、辞典的性格がなくなり、資料集成が本来もつ読者への便宜供与が著しく損われている。『中共対日重要発言集』は資料部分と未収録の資料を含めた資料一覧表をのせているが、おそらく本書はその構成を採用したのであろう。自分の頭で考えて読者を考慮した編集はされていない。

（調査研究部）